

## 伊丹市野良猫衛生対策事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の野良猫又は地域猫に不妊手術又は去勢手術を受けさせる者に対する支援及び地域猫活動の推進について必要な事項を定めることにより、野良猫及び地域猫の繁殖を抑制し、もって野良猫による衛生問題を解決し、良好な生活環境を保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主からえさをもらい管理されている猫をいう。
- (2) 野良猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域住民が衛生面で対応を行う等により適正に管理されている猫をいう。
- (4) 不妊手術 獣医師が行う卵巣、子宮を摘出する手術をいう。
- (5) 去勢手術 獣医師が行う精巣を摘出する手術をいう。

### (事業)

第3条 この要綱による事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 捕獲器の貸出し
- (2) 野良猫又は地域猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用の補助
- (3) 地域猫活動団体の登録

### (捕獲器の貸出対象者)

第4条 この要綱による捕獲器の貸出しを受けることができる者は、不妊手術又は去勢手術を受けさせる目的で本市の区域内に生息する野良猫又は地域猫を捕獲しようとする者であつて、かつ、野良猫衛生対策事業講習会実施要領第5条第1項に規定する野良猫衛生対策事業講習会受講済証の交付を受けた者とする。

### (捕獲器の貸出申請等)

第5条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、野良猫捕獲器貸出申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、承認の決定をしたときは野良猫捕獲器貸出承認通知書(様式第2号)により、不承認の決定をしたときは野良猫捕獲器貸出不承認通知書(様式第3号)により、前項の規定により申請を行った者に通知するものとする。

### (貸出期間)

第6条 捕獲器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して14日以内とする。ただし、貸出期間内に野良猫及び地域猫が捕獲できないときは、捕獲器の貸出しを受けた者(以下「使用者」という。)の申出により、7日を限度に延長することができる。

- 2 前項の貸出期間の終了日が、伊丹市の休日を定める条例(平成3年伊丹市条例第1号)

第1条第1項に規定する休日に当たるときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。

(貸出台数)

第7条 捕獲器の貸出台数は、貸出1回につき最大3台までとする。

(捕獲器の使用場所)

第8条 捕獲器の使用場所は、使用者の所有地若しくは借地又は、捕獲器の使用及び当該使用のための立ち入りについて使用者が事前に了承を得た第三者の所有地に限るものとする。

(捕獲器の使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 承認を受けた目的以外に捕獲器を使用しないこと。
- (3) 捕獲器の使用の権利を譲渡し、又は捕獲器を転貸しないこと。
- (4) 捕獲器を使用した後は、清掃すること。

(事故の責任)

第10条 捕獲器の使用により、使用者が被った損害及び使用者が第三者に与えた損害に関しては、使用者がその責任を負うものとする。

(補助金の対象者)

第11条 第3条第2号による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、野良猫又は地域猫を捕獲して不妊手術又は去勢手術を受けさせようとする者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 野良猫衛生対策事業講習会実施要領第5条第1項に規定する野良猫衛生対策事業講習会受講済証の交付を受けた者であること。
- (2) 地域猫に手術を受けさせようとする者にあつては、第23条の規定による登録を行った団体に所属する者であること。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術

地域猫1匹につき7,000円(手術費が7,000円に満たない場合はその額)

野良猫1匹につき5,000円(手術費が5,000円に満たない場合はその額)

- (2) 去勢手術

地域猫1匹につき4,000円(手術費が4,000円に満たない場合はその額)

野良猫1匹につき3,000円(手術費が3,000円に満たない場合はその額)

(補助金の交付申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、野良猫衛生対策事業補助金交付申請書(様式第4号)を当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の申請匹数は、一度の申請につき、メス・オスあわせて10匹以内とする。

(補助金の交付決定)

第14条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について野良猫衛生対策事業補助金交付可否決定通知書(様式第5号)により前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。

(手術の実施)

第15条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、決定日から起算して30日以内に獣医師による手術を実施しなければならない。

2 交付決定者は、前項の手術を依頼したときは、不妊・去勢手術実施報告書(様式第6号)に獣医師による記入を受けなければならない。

3 交付決定者は、第1項の手術を実施した獣医師に、手術を受けた猫を識別するため、手術を受けた猫に対し、いずれか一方の耳の一部をV字に切り取る措置を施してもらうものとする。

(実績報告)

第16条 交付決定者は、手術が完了したときは、不妊・去勢手術実施報告書に領収書及び耳をV字に切り取ったことがわかる写真を添えて、手術完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条第5項の不妊・去勢手術実施報告書(様式第6号)の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、野良猫衛生対策事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、野良猫衛生対策事業補助金交付請求書(様式第8号)に市長が必要と認める書類を添えて、額確定通知の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(調査・立会い等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、申請者及び地域猫活動団体に対し、補助金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求め、又はえさ場、トイレの設置箇所について現場に立ち会いを求めることができる。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第22条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、

当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(地域猫活動団体の登録)

第23条 地域猫活動(野良猫に対して不妊手術又は去勢手術を施し、給餌、給水、排せつ物の処理等の管理を行うことをいう。以下同じ。)を行う団体が、次に掲げる要件を満たすときは、地域猫活動団体として登録することができる。

- (1) 団体の構成員に、野良猫衛生対策事業講習会実施要領第5条第1項に規定する野良猫衛生対策事業講習会受講済証の交付を受けた者が複数名いること。
- (2) 団体の代表者を置いていること。
- (3) 団体の構成員に限らず、周辺住民に地域猫活動の趣旨を説明し、理解を得ていること。
- (4) 地域猫の管理について、周辺住民の理解を得た上で次に掲げる要件を満たす管理を行っていること。
  - ア えさ場を決め、当該えさ場以外での場所で給餌をしないこと。また、置きえさを行わないこと。
  - イ ふん尿の散乱・分散を防ぐため、必要な数のトイレを設置し、清掃等の管理を継続して実施すること。
  - ウ トイレの設置場所は、私有地に限るものとし、事前に、トイレを設置すること及びトイレの管理のため当該私有地に立ち入ることについて、当該私有地の所有者の承諾を得ていること。

2 地域猫活動団体の登録を受けようとする団体の代表者は、地域猫活動団体登録申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域猫活動団体登録決定通知書(様式第10号)により、申請を行った者に通知するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

(見直し)

2 市は、施行の日から概ね3年を目途に、補助金申請の状況、補助金交付の目的達成・効果等を勘案し、補助対象、補助金の額及び補助事業の終期等について検討し、要綱の見直しを行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。